



2019年4月18日 第2369回例会  
4月第3例会

RIテーマ ROTARY: MAKING A DIFFERENCE  
「インスピレーションになろう」

本年度会長テーマ  
「奉仕の理想に向かって、楽しむロータリーに」

## 「母子の健月間」

### ◆会長時間◆

森脇会長



#### 論語とそろばん

平成もあと12日になりました。本日、天皇陛下は伊勢の神宮に退位の奉告の御親謁になります。伊勢は皇室の皇祖神をお祀りしているところです。

さて、ロータリーは人生哲学であるといわれます。「ロータリーの目的」「ロータリアンの行動規範」が名簿に掲載されています。皆さんはいつも読んでおられると思います。

その中にロータリーの目的には「職業上の高い倫理基準を保ち…」また、ロータリアンの行動規範では、「個人として、また事業において、高潔さと高い倫理基準を以って行動する。」とあります。

高い倫理基準とはどのようなことなのでしょうか。

事業、職業によって利益をえることはわるいことではありません。しかし、高い倫理基準にあわない取引はロータリーの理念ではないのです。

先ごろ財務省は、5年後に紙幣を一新すると発表しました。

1万円札は渋沢栄一、5千円札は津田梅子、千円札は北里柴三郎です。それぞれ有名な歴史上の人物です。

渋沢栄一（天保11年・1840～昭和6年・1931）は、500社以上の会社を起こし、「日本の資本主義の父」といわれ、日本に株式会社制度を定着させ

たことで高く評価されています。彼の創立した会社は現在も有名企業として多く続いている。

経営の神様といわれ、世界的な経営学者であるドラッガーは、『マネジメント』の序文で次のようにかいています。

私は経営の「社会的責任」を論じた歴史的人物の中で明治の時代を築いた人物の一人である渋沢栄一の右に出る者を知らない。彼は世界のだれよりも早く「経営の本質は責任にほかならない」と見抜いていた。

渋沢は、企業の社会的責任、企業統治（コーポレイトガバナンス）の先駆者といわれています。

渋沢栄一には『論語と算盤』（角川ソフィア文庫）という書があります。今回書架から探して読み直しています。商道徳、「経済と道徳の合一」そして「公益」ということを説いています。

ロータリーの初期のシェルドンの理論を思い起こさせるものです。

道徳、倫理こそ経営のもとということではないでしょうか。

### ●会務報告

小橋幹事

※広島14RC合同懇親ゴルフ大会の参加者に組み合わせ表を配布しておりますので、ご確認ください。

※他クラブ例会臨時変更

5月 9日(木) 広島安佐RC 休会

5月13日(月) 広島廿日市RC 創立夜間例会

## ●委員会報告

### ※ プログラム・出席委員会

#### 出席報告 村上(健)君

本日(4月18日・木曜日)

会員数 85名 出席者 70名

欠席者 15名 ご来客 1名

ご来賓 0名 ゲスト 0名

計 71名

前々回(4月4日・木曜日)

出席率 100%



### ※ 創立50周年行事実行委員会

新原記念事業委員長

2008-2009年の諒訪ガバナーアイド地区大会記念事業で設置した多言語説明板が老朽化したため、当クラブ50周年記念事業として再設置します。皆さん是非一度足を運んでみてください。

(ロータリー情報に変えて)



### ※ 地域・環境委員会 宮戸委員長

#### 子ども見守りジャンパー贈呈式について

本日例会終了後、14時より西区役所、15時より佐伯区役所にて、『子ども見守りジャンパー』の贈呈式がありますので、出席該当の方はすみやかな移動をお願いします。

### ※ 親睦活動委員会 北村副委員長

#### 野球観戦の案内

4月21日(日)、家族会「プロ野球観戦(カープvsペイスターズ)」が開催されます。12時から飲食スタートとなりますので、ご集合をお願いします。

## ※ 加藤次年度幹事

例会終了後、4階「カメリア」において次年度第2回クラブ協議会を開催いたしますので、理事役員及び各委員長は出席願います。

## ●会員記念日

### 誕生日おめでとうございます。

(5名)

三浦君(S56年) 松岡(幹)君(S57年)  
小島君(S57年) 香川(基)君(H8年)  
井下君(H24年)

### 創業月おめでとうございます。

(14名)

吉井君 ひろしんビジネスサービス株  
川村君 アールジェイ株 南條君 南条工業株  
山縣君 株ニシヒロ  
隅田君 (有)スミダ総合保険事務所  
瀬崎君 広島電鉄株  
井原君 (医)井原クリニック  
川西君 株トータテホールディングス  
豊岡君 豊岡ヘルシー歯科クリニック  
垂井君 C A F 垂井俊郎建築設計事務所  
福田君 (医・社)たかし会尾鍋外科病院  
大植君 大植法律事務所 田原君 株タハラ  
田島君 広島アルミニウム工業株

## ●スマイルボックス SAA 浜田君

### 柴田君(自主申告・大枚)

昨年の10月3日、無事、結婚25周年を迎えることが出来ました。この度ようやく江波の広島西RC指定の写真館にて記念写真を撮っていました。25年間と今後も何かとガマンをしてもらうワifと、記念写真をいただいたRCの皆さんへ感謝の気持を込めて大枚を出宝させていただきます。

### 小田君(自主申告・大枚)

皆様、大変ご無沙汰いたしております。

日本弁護士連合会副会長の大役を終え、ようやく例会へ出席できるようになりました。皆様にあたたかく迎えていただきしたことと、たまりにたまつたスマイル分と合わせて出宝させていただきます。

### 森信君

青色の経済レポート4月4日号によると、「ひとやすみ」の記事に写真入りで出ておられました。以前、自主申告していただいたマレ

ーシアでのパスポートの一件から今年3月のスペイン旅行のお話でしたが、締めのコメントは「我が家で食べる奥様の料理が一番うまい」と家庭円満のお話でした。

### ●吉田(大)君

青色の経済レポート4月4日号によると、需要と供給を最適マッチング、「ものづくり企業」サイト本稼働、菱光産業の見出いで2018年開設されたポータルサイト「ニッポン＆アジアものづくり企業」を本格的に稼働させることにより加盟企業間の中小企業の人手不足を補い、相互の取引拡大を企画して、ポータルサイト拡充の構想を招くとあります。吉田君と菱光産業のますますの御活躍をお祈り申し上げます。

なお、御社では来期を目途に完全週休二日制の準備に入った、との記事も「備えあれば」という表題で記載されておられます。

### ●紫雀会 3月例会

優勝 岡野君（ダブル）  
二位 三浦君  
三位 鈴木君

### ●浜田君（自主申告）

多少咳込みましたので、風邪を引いたかと思い少し気になり、診察してもらいに行きました。先生が「あなたは前来た時も、咳が出る、といっていたが、念の為にアレルギーの検査をしてみませんか？結果が出るのに一週間かかるが…」とのことでした。

ちなみに、私は、あろうことかゴキブリとガのアレルギーとでました。初めての体験でしたが、皆さんも試しに受けて見られたらいかがでしょうか。

ゴキブリとガということなので、ダブルでスマイルさせていただきます。

## ■卓 話



### パワーハラとは何か —その傾向と留意点—

大植 伸君

#### 1 パワーハラスメント（パワハラ）とは

##### (1) 定義

現時点での法的定義ではなく、概念は多義的で

あいまいに使われている。

例えば、裁判例の1つでは、パワハラとは「組織・上司が職務権限を使って、職務とは関係ない事項、あるいは職務上であっても適正な範囲を超えて、部下に対し、有形無形に継続的な圧力を加え、受ける側がそれを精神的負担と感じたときに成立する」

ものとされていた（東京地裁平成20年10月21日判決）。

現時点での厚労省の定義は次のとおり。

「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」

#### (2) 6つの類型

- ア 身体的な攻撃  
暴行・傷害
- イ 精神的な攻撃  
脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言
- ウ 人間関係からの切り離し  
隔離・仲間外し・無視
- エ 過大な要求  
業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害
- オ 過小な要求  
業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと
- カ 個の侵害  
私的なことに過度に立ち入ること

#### (3) ポイント

- ア 組織と構成員・上司と部下など原則として上下関係がある。  
職場では、低位なものが、その状態から離脱し、あるいはこれを克服することが非常に困難なことが多いということが、パワハラの特徴である。
- イ 例外的に、同僚が同僚に、あるいは部下が上司に嫌がらせ行為を行った場合でも、「職場内の優位性」が利用されればパワハラが成立することもあり得る。
- ウ 同僚同士のいじめも過度のものを放置すると企業の責任を問われる。

- イ 職務とは関係ない事項に関する行為・職務上適正な範囲を超える行為である。
  - ウ 職場やその延長の場におけるものである。職場での飲み会の二次会などは微妙なものが多い。
  - エ 受ける側がそれを精神的負担と感じかつ社会通念上限度を超える行為である。
- (4) 労災のパワハラ認定におけるポイント
- ア 労働者が労働契約に基づいた事業主の支配下にある状態にあること（業務遂行性）
  - イ 業務が傷病等の原因になったこと（業務起因性）。厚生労働省「心因的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日）  
使用者の故意・過失を問わない。
- (5) 裁判のパワハラ認定におけるポイント  
使用者の故意・過失が必要である。具体的な事情を総合的に考慮する傾向がある。

## 2 事業者のパワハラ回避義務

パワハラは、近年相談が急増し、死者も出るなど問題が深刻化している。

- (1) 民法（労働法）上の義務（現在の義務）  
労働契約上の付随義務として、労働者が働きやすい職場環境を整備する義務があり（職場環境配慮義務）、その一環である。
- (2) 労働施策総合推進法（旧雇用対策法）上の義務（2020年以降・予定）  
厚労省は、労働施策総合推進法の中で、企業（使用者）側にパワハラ防止のための雇用管理上の措置を義務付ける（2020年から施行の見込み）。  
どのような措置を講じるべきかは、今後「指針」により示される予定である。

## 3 パワハラが発生した時の法的責任

- ア 加害者（個人）  
不法行為に基づく損害賠償義務（契約関係がないので）

## イ 会 社

### （ア）民 法

- a 債務不履行としての損害賠償義務  
労働契約に基づく配慮義務違反による損害賠償義務。

①精神的苦痛に対する慰謝料、②通院していれば治療費・交通費、③休業していれば休業損害、④退職との相当因果関係が認められれば再就職までの相当期間内の給与相当額、⑤自殺との因果関係が認められれば死亡慰謝料と逸失利益、⑥1割の弁護士費用  
パワハラの場合、5万円から500万円くらいまで幅が多い。③④が加わって1000万円を超えた場合、⑤になって1億を超えることもある。

b 従業員の不法行為についての使用者責任（民法715条）  
選任および監督について相当の注意をしたときは責任を免れる。

### （イ）会社法

会社代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任がある（商法350条）。免責条項はない。



例 会 風 景

## ●卓話予告

日 時	テ ー マ
5 / 9 (木)	夜間例会 「御代替わりを祝って」森脇宗彦会長

例会日・木曜日 12:30～13:30  
例会場・ANAクラウンプラザホテル広島  
会 長 森脇 宗彦  
幹 事 小橋 敏幸

事務所・〒730-0011 広島市中区基町6-78  
リーガロイヤルホテル広島13F  
TEL 082-221-4894・FAX 082-221-4870  
E-mail : hwrc@godorc.gr.jp  
作 成・会報雑誌・広報委員会

広島西RC 検索